

## 兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」の概要

### 背景

平成 16 年 3 月「兵庫県受動喫煙防止対策指針」を策定し、禁煙・分煙への取組を推進してきたが、平成 17 年度から 20 年度の状況を見ると、官公庁 39.5%→58.5%、教育機関（小・中・高校）33.0%→79.9%と公共施設を中心に改善するが、飲食店 13.1%→19.6%、宿泊施設 7.1%→17.1%と民間施設の改善が進まない状況であった。

### 条例の制定

### 新たな対策が必要

#### <目的>

受動喫煙を防止し、県民の健康で快適な生活維持の実現

#### <主な特徴>

- ・不特定又は多数の人が出入りすることができる空間（公共的空間）を有するすべての施設管理者の受動喫煙防止義務
- ・施設の利用実態に応じたきめ細かい規制内容
- ・吸う人も吸わない人も、利用者が自らその施設を選択できるようわかりやすい表示を作成
- ・宿泊施設、飲食店は、面積 100 m<sup>2</sup>を基準に規制内容を区分
- ・客室・ロビー面積 100 m<sup>2</sup>超で分煙設備整備を行う事業者への支援制度の創設（補助上限 250 万円・補助率 2 分の 1）



#### <施行期日>

平成 25 年 4 月 1 日：官公庁、学校、病院 等（公共性が高く、代替性が低い施設）  
平成 26 年 4 月 1 日：宿泊施設、飲食店 等（民間施設等）

#### <主な施設と規制内容等の一覧>

適用	主な施設	規制内容	
H 25 年 4 月	保育所、幼稚園、小・中・高校 等	敷地内・建物内禁煙	
	病院・診療所、官公庁の庁舎 等	建物内禁煙	
H 26 年 4 月	大学・専修学校、薬局 等	建物内の公共空間の禁煙	当分の間、既存喫煙室の使用可（新設不可）
	フロントロビー面積 100 m <sup>2</sup> 超の宿泊施設、客室面積 100 m <sup>2</sup> 超の飲食店（喫茶店含む）・理容所・美容所、公共交通機関、物品販売店舗、公衆浴場、その他各種サービス業施設 等		当分の間、分煙可
	劇場、映画館、演芸場		当分の間、分煙・時間分煙可
	フロントロビー面積 100 m <sup>2</sup> 以下の宿泊施設 客室面積 100 m <sup>2</sup> 以下の飲食店（喫茶店含む）・理容所・美容所		当分の間、分煙・時間分煙可、喫煙可能表示による喫煙可

### 取組状況

- (1) 官公庁、公立小・中・高等学校は、3 月末までにすべて対応予定
- (2) 公立病院はすべて実施済み
- (3) 客室面積 100 m<sup>2</sup>超の飲食店等、約 9,000 事業所へは直接郵送による周知等を実施中